

建築士事務所の監督処分等の基準

(平成27年11月12日施行)

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づく監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所が行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う建築士事務所の登録の取消しをいう。
- (2) 「事務所閉鎖」とは、法第26条第2項に基づき行う建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が法第26条第2項に規定する処分事由に該当する場合は、迅速かつ適切に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 建築士事務所の監督処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「建築士事務所監督処分ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分等区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができるものとする。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある建築士事務所に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適切に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当な期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成27年11月12日から施行する。

(2) 建築士事務所の監督処分について（平成13年7月11日設定）は、廃止する。ただし、この基準の施行の日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

表 1

建築士事務所監督処分ランク表

処分根拠	処分事由	関係条文	ランク	
建築士法第26条第2項の各号に該当	1. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①②③	4	
	2. 名義貸し	24の2	6	
	3. 再委託の制限違反	24の3	4	
	4. 事務所の帳簿不作成・不保存、設計図書等不保存	24の4		
	5. 事務所標識非掲示	24の5		
	6. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6		
	7. 重要事項説明義務違反	24の7①		
	8. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8①		
	第2号に該当	9. 相対的欠格事由該当	23の4②	16(※1)
	第3号に該当	10. 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①②	4
第4号に該当	11. 管理建築士懲戒処分	10①	1~16(※2)	
第5号に該当	12. 所属建築士懲戒処分	10①	1~16(※3)	
第6号に該当	13. 管理建築士の業務範囲逸脱	3、3の2	6	
第7号に該当	14. 所属建築士の業務範囲逸脱	3、3の2	6	
第8号に該当	15. 無資格者の業務範囲逸脱	3、3の2、3の3	6	
第9号に該当	16. 事務所閉鎖処分違反	26②	16	
	17. 事務所報告、検査義務違反	26の2①	4	
第10号に該当	18. その他開設者による不正行為		1~16(※4)	
注	<p>※1 相対的欠格事由の内容、当該事由に該当するに至った経緯等を考慮して処分の必要性を検討する。</p> <p>※2 原則として、管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じたランクを適用する。</p> <p>※3 原則として、所属建築士に対して行われた懲戒処分に準じたランクを適用するが、当該懲戒処分の原因となった事実に係る建築士事務所としての関与の有無等を勘案してランクを決定する。</p> <p>※4 処分事由の内容に応じて、福岡県で定める「二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1 ランク表」に掲げるランクを建築士事務所の開設者について準用する。ただし、「表1 ランク表」における懲戒事由「25. 管理建築士不設置」については、是正済みの場合に限り建築士事務所の開設者について準用し、未是正の場合は登録取消を行う。</p>			

表 2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意又は害意に基づく行為	+ 3 ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲ 1 ~ ▲ 3 ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲ 1 ~ ▲ 3 ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	○法令違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	○常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	○速やかに法令違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲ 1 ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲ 1 ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表 3

処分等区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖 1 月未満
4	事務所閉鎖 1 月
5	事務所閉鎖 2 月
6	事務所閉鎖 3 月
7	事務所閉鎖 4 月
8	事務所閉鎖 5 月
9	事務所閉鎖 6 月
10	事務所閉鎖 7 月
11	事務所閉鎖 8 月
12	事務所閉鎖 9 月
13	事務所閉鎖 10 月
14	事務所閉鎖 11 月
15	事務所閉鎖 12 月
16以上	登録取消

※事務所閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表 4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	事務所閉鎖 (ランク 3～15)	登録取消 (ランク 16以上)
文書注意 (ランク 1)				
戒告 (ランク 2)	+1ランク <+2ランク>	+3ランク <+4ランク>		
事務所閉鎖 (ランク 3～15)				
登録取消 (ランク 16以上)	登録取消			

< >は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注1)過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の< >内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。

ただし、①過去の処分等の処分事由と今回の処分事由が、いずれも表1の「11. 管理建築士懲戒処分」又は「12. 所属建築士懲戒処分」である場合
 当該管理建築士等の法10条第1項に基づく処分の原因となった懲戒事由が、いずれも「一級建築士の懲戒処分の基準」又は各都道府県で定める「二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「ランク表」における、同様の内容の懲戒事由であるときに、< >内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。

②過去の処分等の処分事由と今回の処分事由が、いずれも表1の「18. その他開設者による不正行為」である場合
 当該不正行為の内容が、いずれも建築士事務所の開設者に対して準用する、福岡県で定める「二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1 ランク表」における同じ懲戒事由であるときに、< >内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。

(注2)過去の処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回の処分事由も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。

(注3)過去の処分等が今回の処分事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。
 ただし、過去の処分事由が表1のランク6以上に該当する場合は、軽減しない。

備考

1 処分事由の説明

表1「建築士事務所監督処分ランク表」に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

1. 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、契約の相手方に交付しなかった場合

建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、契約の相手方に交付しなかった場合

2. 名義貸し

建築士事務所の開設者が、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませた場合

3. 再委託の制限違反

建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

4. 事務所の帳簿不作成・不保存、設計図書等不保存

建築士事務所の開設者が、帳簿を作成せず、又は保存しなかった場合

建築士事務所の開設者が、設計図書等を保存しなかった場合

5. 事務所標識非掲示

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

6. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、閲覧させず、又は虚偽の記入をした場合

7. 重要事項説明義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

8. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

9. 相対的欠格事由該当

建築士事務所の開設者が、法第23条の4第2項各号のいずれかに該当するに至

った場合

10. 事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

11. 管理建築士懲戒処分

管理建築士が、法第10条第1項に基づく処分を受けるに至った場合

12. 所属建築士懲戒処分

建築士事務所に属する建築士が、法第10条第1項に基づく処分を受けるに至った場合

13. 管理建築士の業務範囲逸脱

管理建築士が、法で定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

14. 所属建築士の業務範囲逸脱

建築士事務所に属する建築士が、法で定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

15. 無資格者の業務範囲逸脱

建築士事務所に属する者で建築士でないものが、法で定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

16. 事務所閉鎖処分違反

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

17. 事務所報告、検査義務違反

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合